

答 申 第 294 号  
令 和 2 年 12 月 4 日

岐阜市消防長 山本 剛 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池 田 紀 子



### 個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、令和2年11月19日付け岐阜市消指第78号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 事案の概要

岐阜市消防本部（以下「消防本部」という。）は、岐阜市消防本部Net119緊急通報システム（聴覚機能、音声機能、言語機能等に障がいをもつ者（以下「聴覚障がい者等」という。）が、自らが保有する携帯通信端末（スマートフォン、タブレット端末、フィーチャーフォン等をいう。）のインターネット機能を利用して、通報用Webサイトから消防機関への緊急通報を行うことができるシステムをいう。以下「Net119」という。）の運用を令和3年1月から開始予定である。

Net119の利用をしようとする者は、申請書又はWebサイトによる申請を行い、消防本部が承認したときは、消防本部指令課（以下「指令課」という。）が、当該申請者の個人情報をNet119専用端末に登録する。また、指令課は、Net119による緊急通報を受けたときに円滑に対応するため、Net119専用端末に登録した個人情報のうち、氏名、住所等の情報を消防指令システムに登録する。

なお、救急等の際、Net119利用者が位置情報通知（GPS）機能を搭載した携帯通信端末にて通報用Webサイトから緊急通報を行うことにより、Net119専用端末に当該利用者の位置情報が送信され、チャット交信が可能となる。

以上により、指令課は、Net119の申請により得た次に掲げる個人情報を個人情報ファイルとして保有するものである。

#### 2 個人情報ファイルの名称及び保有する個人情報

##### (1) Net119利用者登録申請情報

- ア 聴覚障がい者等本人の氏名及び住所（必須項目）
- イ 生年月日、性別及びメールアドレス（必須項目）

ウ 電話番号（任意項目）

エ FAX番号、勤務先又は通学先、よく行く場所、掛かり付け病院、既往歴、緊急連絡先（氏名、続柄、電話番号、FAX番号及びメールアドレス）その他救急活動の必要な情報（任意項目）

(2) 消防指令システム登録情報

(1)のア及びウに掲げる情報

### 3 意見

適当なものとする。